

2017 February

2

No.804

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■小城市 牛尾梅林

今月の記事

● 日本年金機構

- ・従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を定期的に確認しましょう 2
- ・「ローマ字氏名届」の提出をお願いします 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・平成29年度健康診断のご案内 4
- ・事業者健診を実施している事業主様へお願い 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・平成29年2月 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・iDeCo普及推進へのご協力をお願いします 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・電子申請を利用してみませんか 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

従業員の皆様と被扶養配偶者の方の 住所を定期的に確認しましょう！

「住所一覧表」提供サービス

「ねんきん定期便」などの年金個人情報、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様へ、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。



正しい住所が届けられていると

- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 事業主の皆様が、従業員の皆様の住所を確認されることで、従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになることは、事業主の皆様にとって有益であると思います。

「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※申出書は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)

又は、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。
(※所定の様式による届出も可能です。)

住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。届出については、所定の様式に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所へ提出してください。

※その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

「ローマ字氏名届」の提出をお願いします。

平成26年10月より、外国籍の方の厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届（資格取得・氏名変更）を提出する際には、「ローマ字氏名届」（添付書類不要）の提出も合わせて必要となります。外国籍の方の年金記録を適正に管理していくため、忘れずに提出をお願いします。

The form is titled '厚生年金保険被保険者 ローマ字氏名届' (Roman Alphabet Name Submission for Employees' Pension Insurance). It includes fields for:

- 年金手帳の基礎年金番号 (Basic Pension Number from Pension Handbook)
- 生年月日(西暦) (Date of Birth in Gregorian Calendar)
- 性別 (Gender: 1 Male, 2 Female)
- 住民票の有無 (Residence Record: 1 Yes, 2 No)
- 被保険者氏名 (Insured Person's Name) in both Japanese (フリガナ) and Roman Alphabet (ローマ字).
- ※「漢字氏名」「通称名」をお持ちの方は、下記の欄に記入してください(記入は任意です) (If you have a Japanese name or nickname, please enter it in the following fields (optional)).
- ※当該被保険者がローマ字氏名をお持ちでない場合は、その理由をチェック()してください (If the insured person does not have a Roman alphabet name, please check the reason ()).
 - ☐ 短期滞在者であるため (Because of short-term stay)
 - ☐ 海外に住所を有している者であるため (Because they have a residence abroad)
 - ☐ 在留カード(または特別永住者証明書)にローマ字氏名が記載されていないため (Because the Roman alphabet name is not recorded on the Residence Card (or Special Permanent Resident Certificate))
 - ☐ その他 理由() (Others Reason ())
- 【記入上の注意】 (Notes on Filing)
 - 「住民票の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 - フリガナは、被保険者資格取得届に記入したものと同一フリガナを記入してください。
 - ローマ字氏名は、在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票に記載されているローマ字氏名を大文字で記入してください。なお、ローマ字氏名をお持ちでない方については、「ローマ字氏名届」に被保険者資格取得届等に記載したカナ氏名を記入のうえ、「理由記入欄」にその理由を記入してください。
 - 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。
- 事業所所在地 (Business Premises Address)
- 事業所名称 (Business Premises Name)
- 事業主氏名 (Business Owner's Name)
- 電話番号 (Telephone Number)
- 提出日 (Filing Date) in year, month, and day.
- 社会保険労務士の提出代行者印 (Seal of the Social Insurance Labor Consultant Acting as the Filing Agent).

- 届書には、在留カード、住民票の写し等に記載のある氏名を記入してください。
- 届出後も、機構から送付する通知書や全国健康保険協会が発行する健康保険被保険者証は、カナ氏名で表示されます。
- すでに被保険者となっている外国籍の方についても、ローマ字氏名届の提出にご協力をお願いします。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年2月分保険料の納付期限は平成29年3月31日(金)です。

平成29年度 健康診断のご案内

健康診断は、生活習慣病の予防や早期発見のためには欠かせません。

協会けんぽでは、年度内お一人様1回に限り、下記健診費用の一部を補助しており、お得に健診を受診することができます。

なお、金額等の詳細は今後お届け予定のご案内やホームページにて確認をお願いいたします。

自分の健康状態について正しい知識を持ち、健康管理を続けるために健診を上手に活用しましょう！



生活習慣病予防健診(被保険者向け健診)

対象者

平成29年度において35歳～74歳の協会けんぽの被保険者
(※子宮頸がん検診は20歳以上)

検査内容

診察や尿、血液を採取しての検査、胸や胃のレントゲン検査など約30項目の全般的な検査を行います。国が定める5種類のがん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮)がすべて含まれています。

※乳がん検診・子宮頸がん検診は女性を対象

案内時期

3月下旬に、事業所様宛に生活習慣病予防健診のご案内や申込書等を送付予定です。事業所様におかれましては、対象の方へのご案内と一連のお手続きをよろしくお願いいたします。

また、Web(情報提供サービス)でも健診対象者データのダウンロードや健診申込を行うことができます。詳細は協会けんぽホームページの「情報提供サービス」をご参照ください。なお、情報提供サービスご利用の際は、ID・パスワードが必要になります。



緑色の封筒が目印!

特定健康診査(被扶養者向け健診)

対象者

平成29年度において40歳～74歳の協会けんぽの被扶養者

検査内容

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)のリスクを早期に発見し、高血圧症や脂質異常症(高脂血症)、糖尿病などの生活習慣病を予防するための健康診断です。

案内時期

4月初旬に、特定健診のご案内や受診券等を40歳～74歳の被扶養者のご自宅宛て直接送付予定です。



黄色の封筒が目印!



特定保健指導

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあることが判明した場合、当協会または委託機関から保健指導の案内が届きます。

保健指導は、保健師など専門家のサポートを受けながら生活習慣を改善できる絶好の機会です。

無料ですので、ぜひ活用しましょう!



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611(代表)

事業者健診を実施している事業主様へお願い

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診を受診されていない被保険者の方の健康増進を目的として、事業主様が実施する労働安全衛生法に基づく事業者健診（定期健康診断）結果データの提供をお願いしております。

提供の対象となる方

40歳～74歳の協会けんぽの被保険者様

※協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診されている方、および受診予定の方は除きます。

健診結果データ提供のメリット

特定保健指導が**無料**で受けられます！

協会けんぽの保健師・管理栄養士が事業所を訪問し、ご提供いただいた健診結果データに基づき、生活習慣病の予防・改善のための保健指導を無料で行い、従業員の皆様の健康をサポートします。



さらに大切な メリット！

事業主様のメリット！ 貴重な人的資源の確保による生産性の維持・向上

従業員様のメリット！ 健康維持による生活の安定

事業主・従業員双方のメリット！ 医療費削減による健康保険料率上昇の抑制

お手続きは簡単です！

事業所様からは、下記の**同意書を協会けんぽに提出していただくのみ**です。
同意書を提出していただいた後に、協会けんぽと健診実施機関でデータの受け渡しなどの手続きを行います。下記同意書をコピーのうえ、必要事項を記載していただき、当協会あてご郵送ください。

定期健診結果データの提供依頼について(同意書)

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果データを健診機関を通じて、全国健康保険協会佐賀支部に提供することに**同意します**。

※取得した健診結果データは、次の2点に限り活用すること。

- ① 受診者自身の今後の健診、治療および保健師等による保健指導(特定保健指導を含む)、健康相談を実施するとき。
- ② 特定の個人が識別されることが無い方法で、統計、調査研究を実施するとき。

平成 年 月 日

事業所名称 事業主氏名	(印)		
事業所所在地	〒 ー		
	TEL	FAX	
被保険者証記号		担当者氏名	
健診機関名		健診年月	
翌年度以降、引き続き健診機関を通してデータ提供をすることについて		同意する ・ 同意しない	



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





従業員の皆様へ シニア層にお得情報満載 講習会のごあんない

60歳からの年金・雇用保険・健康保険

～老後の生活設計はじめての一步～

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

- 60歳からの年金・雇用保険・健康保険のポイント
- 年金は何歳から、どれくらい受けられる？
- 働きながら受ける年金（在職老齢年金）
- 60歳以上で働く場合の給付金（高年齢雇用継続給付）
- 定年退職でも失業給付が受けられる
- 退職後の健康保険・健康保険の手続き
- 年金・雇用保険の手続き

地 区	日 時	会 場
鳥 栖 会場	平成29年1月22日(日)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819) 済
武 雄 会場	平成29年2月 5日(日)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐 賀 会場	平成29年2月12日(日)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐 津 会場	平成29年2月26日(日)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 **9:10**受付 ▶ **9:30**開始 ▶ **11:50**終了予定

● 募集定員 佐賀・武雄…**50名** 唐津…**30名** (受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

● 対 象 者 事業所にお勤めの従業員の方。**特に50歳以上の方にお勧めします。**

● 参 加 料 会員事業所は**無料** (平成28年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



～キリトリ線～

社会保険事務講習会 参加申込書



整 理 番 号			☎宛名シール左下の7ケタの番号です。
参加希望 会場日時	(武 雄 ・ 佐 賀 ・ 唐 津) 会 場 平成 年 月 日 ()		
参加者氏名			
事 業 所 名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

事業主の皆さまへ

従業員の皆さまのiDeCo(イデコ)加入に向けて、 iDeCo普及推進へのご協力をお願いします

- 個人型確定拠出年金(愛称:iDeCo(イデコ))は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の1つで、加入者の老後の所得確保の一助となる制度です。
- 平成29年1月から、基本的に全ての方が加入できるようになりましたので、事業主の皆さまにおかれましては、従業員やその配偶者の方などへの普及推進に向けた周知と、事業主としてのご協力をお願いします。



iDeCo(イデコ)とは...

英語表記の Individual-type Defined Contribution pension planから親しみやすい響きの「イデコ」としました。
また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。

従業員がiDeCoに加入する場合の事業主が行う主な事務

- 1 加入時** iDeCoの加入者となる従業員(2号被保険者)を使用する事業所は、**国民年金基金連合会(以下、国基連)に事業所登録を必要**があります。
※掛金の納付方法について、事業主払込と個人払込の方が両方いらっしゃる事業所の場合には、それぞれ事業所登録が必要になります。
- 2 加入時** 加入を希望する従業員から提出される**事業主証明書に必要事項を記入**する必要があります。
- 3 年1回** 年に1回、**国基連**が加入申出時に得た情報をもとに、加入者の勤務先に資格の有無の確認を行いますので、**事業主の証明**が必要です。
- 4 毎月** 加入者が事業主払込を希望する場合、**事業主から国基連に掛金を納付**する必要があります。
- 5 年末** 所得控除がありますので、加入者が個人払込を選択した場合は**年末調整が必要**です。
※加入者が個人払込を選択している場合、年末調整の際に「小規模企業共済等掛金払込証明書」が**国基連**から加入者あてに送付されます。

※既に企業年金等を実施している事業主の方は下枠をご参照下さい。

企業型DCをすでに実施している事業主の皆さまへ

企業型DCに追加してiDeCoを行う場合、**企業型DC規約の変更が必要**

- iDeCoに同時加入できる旨を規約に規定**する必要があります。なお、既にマッチング拠出を行っている場合、iDeCoと同時に利用することはできませんので、企業として、どちらかを選択いただくことになります。
- 規約を事業所ごとに保存し、加入者等がいつでも閲覧できるような状態で保管することが必要になります。

第3号被保険者(専業主婦(夫)等)の加入について

平成29年1月から、第3号被保険者(専業主婦(夫)等)もiDeCoに加入可能

- 平成29年1月から、**第3号被保険者(専業主婦(夫)等)もiDeCoに加入できる**ようになりましたので、従業員の配偶者等にもご案内いただければ幸いです。
 - ・会社を退職した場合など、**一時的に第3号被保険者になった方も、引き続き、iDeCoに加入することができる**ようになりました。
 - ・税制優遇措置について、運用益が非課税で投資されるとともに、受け取る時も税制優遇措置があります。なお、第3号被保険者については**拠出時の所得控除は原則としてありません**のでご留意下さい。
- (注)夫婦でiDeCoに加入した場合であっても、**給与の源泉控除は従業員の方のみが対象となります**(世帯として管理していない)ので、ご留意下さい。

※ご不明な点がございましたら、以下をご参照のうえ、各連絡先までお問い合わせください。

制度の詳細およびご不明点等は国民年金基金連合会のホームページ(<http://www.npfa.or.jp/401K/>)を参照→



お申し込みは取扱い金融機関等へ
「運営管理機関一覧」はこちら→
(<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/renrakusaki.pdf>)



平成29年3月出張相談【予約制】

出張相談所	日 時		相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	3月	14日、28日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	3月	1日、15日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	3月	3日、10日、17日、24日、31日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	3月	7日、21日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	3月	8日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
 時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
 週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
 予約申込先 ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受け付けております

予約申込先 希望される日の前日までにお申込みください。

- 佐賀年金事務所 ☎ 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ☎ 0954-23-0121



電子申請を利用してみませんか

健康保険・厚生年金保険に関する各種届出について電子申請をご利用いただけます

●電子申請とは

書面やCD・DVDで行っていた申請・届出を会社や自宅のパソコンからインターネットを利用して行えるサービスです。

年金事務所の窓口に行かなくとも、「e-Gov※(イーガブ)」から24時間いつでも申請・届出ができます。

※e-Govとは、電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp>)のことをいいます。

●メリットは

- ①忙しいときでも時間を気にせず手続きできます。
- ②年金事務所に出向く時間や交通費・郵送費を削減できます。



電子申請に関するご不明な点につきましては、こちらにお問い合わせください。

【ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル】

0570-058-555 (音声案内の2番を選択ください)

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1144 (音声案内の2番を選択ください)



年末調整、確定申告とマイナンバー制度が実働し始めました。

協会けんぽに提出する高額療養費などの申請書類には平成29年1月からマイナンバー欄の追加がされています。

日本年金機構では、平成29年1月以降順次年金受給関係の届書にマイナンバーを記入していただくことになるようです。

また、協会けんぽ管掌の事業主様から提出いただく被保険者資格取得届等については、もうしばらく基礎年金番号欄のみの現行様式を使用することとされています。

今後、順次利用が拡大されますので、厚労省ホームページなどでこまめにチェックする必要があります。 (山)